

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」施行等に伴う  
「保護預り規定兼振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定」の改定について

当行では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」）施行等にあわせ、「保護預り規定兼振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定」を改定いたしましたのでお知らせします。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

記

1. 改定する規定

「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」

「一般債振替決済口座管理規定」

2. 改定内容

- ・ 番号法の施行に伴い、口座を開設するとき、共通番号（マイナンバー）の通知を受けたとき、関係法令等が定める場合等にお客様の共通番号をお届出いただくこと及びその際、関係法令等の規定に従い、本人確認を実施させていただく旨を追加しました。
- ・ 日本銀行における振替停止期間及び元利分離・統合停止期間の廃止を規定に反映しました。

なお、改定後の規定についてはこちらをご覧ください。

[保護預り規定兼振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定](#)

以 上